機関紙 ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX 兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp

宿舎問題　11 月 14 日　大学とのあっせんへ

「職員宿舎の基本方針」撤回や誠実な団体交渉を求め、組合は 10 月 7 日に北海道労働委員会へあっせんを申し立てたところですが（前月号にて既報）、11 月 1 日に大学側から今回のあっせんに応じるとの連絡がありました。近く、北海道労働委員会であっせんが行われる見込みですが、組合としては「基本方針」自体を交渉対象とした団体交渉の実現を追求してきます。

今回のあっせん申立ては、単に宿舎問題の解決のためだけに行うものではありません。今年、北海道労働委員会が労働争議の調整として扱った新規事件は現時点で５件ですが、このうち２件が北大の事案であり、異常な状況と言えます。期末手当引き下げや職員雇い止め、病院の手当不支給など、近年、あらゆる分野で不誠実な交渉態度に終始する大学側の姿勢を改め、正常な労使関係を構築するために必要な措置であると執行委員会は考えています。このような方針を、11 月 7 日に班書記長会議を開催し、各職場班への説明と議論を行ったところです。

さて、10 月 24 日には第 3 回宿舎問題学習会をオンラインで開催し、今回の宿舎問題の経過と論点、今後について議論しました（HP から資料・映像ダウンロードできます）。その中で参加した宿舎居住者からは、退去時に高額な修繕費を払う場合があるが実際に修繕が行われているか疑問である、宿舎周辺が暗いため居住者が身の危険に晒されている、従来は管理会社が行っていた共益費（階段室の電気代や除雪費など）の計算・徴収を、管理会社が変わったことで不慣れな居住者が担わざるを得なくなっている実態が報告されました。

また、学習会後の居住者向け通知によれば、従来、管理会社は 24 時間の電話対応を行なっていたものの、新管理会社は 11 月 1 日から平日昼間のみに対応を限定することが明らかになりました。加えて、実際の管理作業は新管理会社から業務委託を受けた下請け会社が担っているという居住者からの情報提供がありました。

基本方針で存続とされた宿舎も含めて、およそ大学側は管理者としての責任を十分に果たしているとは言えない状況にあります。このような状況下では宿舎の将来も非常に危ぶまれます。私たちは、北大が基本方針を撤回し組合と誠実に交渉するようこれからも取り組んでいきます。

＜北海道労働委員会＞⇒
←＜資料＆映像＞

総長会見の申し込みについて

2022 年 10 月 4 日に改めて総長会見の申し込みをしましたが、12 月 22 日（木）の 16:15～17:00 に行いたいとの回答がありました。ただでさえ問題が山積なのに、会見を１年１回 45 分で済ませようというのはとても民主的とは言えないですが、できる限り喫緊の課題から総長に伝えたいと思います。前回総長会見から、今年度手当の一方的なカットや職員宿舎廃止に向けた基本方針の一方的な決定などの不誠実団交の繰り返しや、病院での研修医などへの各種手当の不払いやコロナ病床での不当交付などの違法行為、本来の役割を果たしていないハラスメント相談や外部通報窓口の体制などをお話しさせて頂ければと思います。最近。総長宛ての親書を第三者が勝手に読んで更なる理不尽な仕打ちを受けるケースの相談が相次いでおりますので、組合に加入し、相談の上、総長会見などの場を活用して頂ければと思います。職組執行委員は出来る限り教職員の皆さまのご意見を届けたいと思います。会見申し込みの内容などは職組の HP をご覧下さい。　（執行委員長　山田）

賃金・労働条件改善の団体交渉を申し込みました

北大教職員組合は2022年11月1日付けで、総長に対して団体交渉を申し込みました。今回の団体交渉は賃金・労働条件の改善を要求するもので、特に北海道大学の教職員が、正規と非正規の区別なく、安心して働くことができるよう求めたものです。大学との交渉（大学からの案は12月6日）の結果は後日にまた機関紙にて報告いたします。　（書記長　岡坂）

2022年11月1日

北海道大学
総長　寳金清博　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　山田幸司

団体交渉の申し込み

未だ終息しないコロナ禍や長期化する実質賃金の低迷で、労働者の生活は悪化の一途をたどっています。急激に進んだ円安による物価高と、ウクライナ危機による電気・ガス・灯油等のエネルギー料金の大幅な上昇は、道民の生活へ強い不安を与えており、私たち北海道大学の教職員も例外ではありません。

この危機的状況の中でも、北海道大学の教職員は、正規と非正規の区別なく、高等教育と学術研究の継続と拡充に日々奮闘しております。そして、コロナ禍への対応をはじめ国民の生命と暮らしを守るために大きな責任を果たしてまいりました。

北海道大学の教職員が安心して働くことができるためには、賃金等の労働条件の改善を避けて通ることはできません。北海道大学の教職員の生活と尊厳を守るために、この間の多大の労苦に見合う賃金・労働条件の改善が行われるべきです。

以上のことから、北海道大学教職員組合は下記の要求について団体交渉を申し込みますので、貴職が誠意ある回答とその実現に向けた対応を行うことを求めます。

記

1.　賃金改善について（正規教職員・年俸制職員）
（1）月給制・年俸制の教職員の基本給水準を引き上げること。
（2）期末手当・勤勉手当の年間支給月数を改善すること。
（3）寒冷地手当について、支給月額を改善すること。
（4）新型コロナウイルスに感染するリスクが高い業務に従事する教職員への手当を新設・拡大すること。
（5）インフレ手当一時金を支給すること。
（6）事務職員・技術職員の昇格を改善し、ラスパイレス指数を100に近づけること。

2.　賃金改善について（その他の職員）
（1）日給制・時間給制の職員の日給・時間給を引き上げること。
（2）期末手当・勤勉手当の年間支給月数を改善するとともに、短時間勤務職員に対しても期末手当・勤勉手当を支給すること。
（3）寒冷地手当について、支給月額を改善するとともに、短時間勤務職員に対しても寒冷地手当を支給すること。
（4）新型コロナウイルスに感染するリスクが高い業務に従事する職員への手当を新設・拡大すること。
（5）インフレ手当一時金を支給すること。
（6）嘱託職員の月給と期末特別調整手当を引き上げるとともに、嘱託職員に対しても寒冷地手当を支給すること。また短時間勤務の嘱託職員の時給を1500円に引き上げること。
（7）その他の賃金水準・手当等において、パートタイム・有期雇用労働法が掲げる同一価値労働同一賃金を基本とする均等・均衡待遇を確立すること。また正規職員と非正規職員の待遇差について非正規職員等が説明を求めた場合には同法に従った説明の義務を果たすとともに、その説明について個々の待遇差ごとの内容や理由を具体的かつ丁寧に説明すること。

3.　人員確保・定年延長・無期雇用化について
（1）大学サービスを安定的に提供していくために必要な人員を確保すること。
（2）定年を65歳まで延長し、希望者の再雇用を70歳まで延長すること。
（3）非正規職員の雇用年数上限を5年あるいは10年としている雇止めルールを撤廃すること。
（4）障害者雇用では雇用年数上限を設けないこと。

以上

A さん、雇止め撤回を求め労働審判を申立てる

今年 3 月 31 日で 1 年で雇止めされた A さんは、弁護士をたてて 11 月 1 日に札幌地方裁判所に労働審判の申し立てを行いました。その内容は、1)地位保全（雇止めは無効であり、労働契約上の権利がある）、2)4 月以降の賃金の支払い、3)慰謝料請求が主な内容です。

第 1 回目 12 月 15 日に決定

【この間の主な経過】

〇2021 年 9 月頃から業務上の問題を感じて上司に相談したが対応してくれない
〇ハラスメント相談室にも相談したが、上司との面談を進められ、行ったが進展なし
〇労基署・ハローワークに相談し、「合理的配慮」を求めるが、具体的には何もなし
〇2 月 24 日に口頭で契約しない旨を言われる
〇「更新しない理由証明書」を求めたが出さないため労基署に助言を求めたので、3 月 22 日に「労働契約不更新理由書」を出す。納得できない内容
〇「労働契約不更新理由書」に関する情報開示請求を行い、原議書を入手
〇雇止めは無効であると北海道労働委員会にあっせん申請したが北大はこれを拒否
〇9 月 12 日に団体交渉を行ったが、北大は雇止めを撤回はしない

組合として A さんの労働審判を支援しますので、労働審判にかかる費用支援（カンパ）や取り組みにご協力をお願いします。　（書記局　大島）

労働審判は、迅速、適正かつ実効的に解決するための手続で、原則 3 回以内の期日で、平均 80 日弱で審理は終了します。調停、労働審判で不服があり、異議申し立てすることで訴訟手続きに移行します。
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/roudousinpan/index.html

北大情報不開示取消請求取消訴訟の第 5 回目口頭弁論報告

2022 年 10 月 13 日（木）11:00 から札幌地裁 805 号法廷で北大情報不開示取消請求取消訴訟の第 5 回目口頭弁論が行われました。被告北大から準備書面が出され、原告側がその反論に２か月程度かかるとのことで、次回期日は 12 月 15 日（木）10:00 から同法廷で行われることを決めて、数分で口頭弁論が終了しました。その後、原告側弁護団の説明会が開かれましたが、北大 HP で議事要旨まで公開している総長選考会議の議事録が平成 30 年 11 月 6 日分から９回分すっぽり抜けており、そのオブザーバーの参加者に問題があるそうです。また、その議事録の開示請求に対しても請求者によって不開示部分を変えており、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に反する北大の処分が問題になりそうです。職組も 10 月 25 日にこれらの議事録を公開するよう、メンバーが一新された総長選考会議・監察会議議長宛に要望書を提出しました。要望書・議事録等については職組の HP をご覧下さい。　（執行委員長　山田）

全大教北海道・中四国地区合同単組代表者会議（10/29）報告

2022 年 10 月 29 日（土）13 時～17 時に、今回は北海道地区と中四国地区での合同地区別単組代表者会議がオンラインで開催されました。

会議について、まずは全大教中央執行委員会からの「大学・高等教育」「労働条件」の２テーマの基調報告がありました。特に前者のテーマでは「大学設置基準の改正」「国際卓越研究大学院制度」「学校教育法の改正提案」が出され、大学業界全体の産業化傾斜へ警告がなされるとともに、学問の自由や大学自治といった根源的な原理の重要性が今一度強調されていました。

【資料は全大教 HP から参照可・要 login】（続く）

全大教報告の後には単組間の交流となり、共通して出た意見として「非常勤職員時給が最低賃金とほとんど同じになっている」「電気代金の高騰が研究財源を非常に圧迫している」が挙げられます。これらは北大においてもまさに当てはまる事情です。また交流トピックスでは、山口大学から入試手当の話題が上がりました。北大では「入試手当＋時間外手当」が両方支給されますが、入試手当がないか、出ても共通テストだけか、裁量労働制の教員に時間外手当が出ない大学は複数あるようです。本学も今後の入試手当等の引き下げは警戒すべきであると感じました。成果を上げた取り組みとして、給与引き下げの代償措置として特別有給休暇を得た山口大学や、ユニークなところでは科研費獲得の 3%相当額を報酬金として支給する鳥取大学の取り組みが報告されました。

コロナ禍の影響でまだ組合活動を本格的に再開できないという報告も多かったですが、今回も他大学の取り組みに非常に触発される会合でした。

（書記長　岡坂）

全労連「大学・研究開発法人での雇止め STOP 院内集会」に参加して

日本の労働者の雇用は不安定になるばかりです。大学での雇止め問題は、事務職や教育職の 5 年雇い止め問題から始まり、研究職の 10 年雇止め問題へと拡大しています。参議院会館で 10 月 28 日に開催された全労連等主催の院内集会に Zoom で参加しました。この集会は、雇止めの事態がきわめて深刻であることを見事に浮き彫りにしていました。

学術雑誌 Nature 等に理化学研究所（以下、理研）の雇止め問題の記事が掲載されました。院内集会の「現場からの報告」では、研究の成果や継続性、外部資金の獲得といった研究者の能力を無視し、10 年の期限を理由に雇止めが強行されていく理研の実態が赤裸々に報告されました。理研では雇止めの対象となる研究者が約 200 名（研究中止で契約が切れる職員も含めると 400 名）になるとのことでした（某指定国立大学法人では約 300 名と聞きます）。徳島大職組からは、有期雇用職員の雇用期限を撤廃する取り組みについて成果報告がありました（詳細は http://tokushima-u-union.in.coocan.jp）。徳島大職組の意見調査では正職員の 80%が「雇用期限は不都合」と回答しており、その調査結果をもとに学長との意見交換がおこなわれました。フロアの私大職組からは非常勤講師雇止め問題についての説明と連帯の呼びかけがありました（ストを決行するとのことでした）。

（東北大学職組からの報告と「シンポジウム」は紙幅の関係で割愛します）

全労連の「国立の大学・研究開発法人での無期雇用転換逃れの大量雇止めを国の責任でやめさせ、任期付き教員・研究者の雇用安定を図ることを求める要請（10 月 28 日付、文科大臣と厚労大臣宛）」が資料として配布されました。

（副執行委員長　大野）

【当面する行事など】

詳細は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

11/14	宿舎問題　北海道労働委員会による大学とのあっせん　13:30～
12/3	第 6 回大学・社会を考える講演会（旧統一教会問題）　13:30～札幌市教育文化会館 301
12/3	道労連・春闘学習討論集会　14:00～TKP 札幌カンファレンスセンター（北区北 7 条 2 丁目）
12/6	団体交渉予定　11:00～
12/9	しゃべルーム　12:00～13:00
12/12-14	札幌キャンパス過半数代表立候補受付
12/15	北大情報不開示取消請求訴訟⑥　11:00～札幌地裁 805
12/15	A さん労働審判（非公開）札幌地裁

「諸団体の行事」

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう